



## 都道府県における無形の文化財保護の現状とそのあり方について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 角, 美弥子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00006893">https://doi.org/10.32150/00006893</a>

## 都道府県における無形の文化財保護の現状とそのあり方について

角 美弥子

北海道教育大学岩見沢校地域文化政策研究室

### A Study for the Present State and the Way of Preserving of Intangible Cultural Properties by Local Governments

SUMI Miyako

Department of Regional Cultural Policy, Iwamizawa Campus, Hokkaido University of Education

#### 概 要

都道府県では文化財保護法に基づき、文化財保護条例が定められている。無形の文化財は無形文化財と無形民俗文化財に分類され、都道府県間で指定数に差があり、無形文化財については指定がない都道府県もある。この原因について、都道府県の無形文化財の指定状況及び文化財保護条例からの検討を試みた。条例の差異を比較したところ、指定件数との関連性は特に見られなかったが、都道府県における無形文化財と無形民俗文化財の違い及び国の指定文化財との関連性が判明した。

また、包括的な保護の必要性に言及し、現在取り組まれている指定文化財以外の文化財の保護の重要性、加えて文化財指定の解除を受けた文化財の視覚化などが今後の文化財保護の方向性として有効であると判断した。

2018年に文化財保護法が改正され、文化財のさらなる活用が求められている。今後は無形有形の別に関わらずより包括的かつ効果的、また動的な保護が求められることとなるだろう。

#### はじめに

2015年に北海道の無形の文化財の指定状況について調査を行った際に確認したところ、北海道では道指定無形文化財はなく、道指定無形民俗文化財が7件のみであった（角，2016<sup>1</sup>）。また、道内市町村においては、無形文化財が存在するものの、無形民俗文化財との差異がはっきりしないものがあり、それは特に文化財の定義に文化財保護法（以下「法」という）の1975年改正前の「民俗資料」が残っている市町村にその傾向があった。

また、毎年開催される「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」は2019年度で第61回を迎えた。この大会に出演する民俗芸能は基本的に国指定重要無形民俗文化財、国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財

(以下選択文化財)、道県指定無形民俗文化財、道県選択文化財から選ばれるとされているが、北海道は2018年現在道指定無形民俗文化財が6件で、国指定重要無形民俗文化財のアイヌ舞踊と松前神楽を加えても8件の中で出演団体を選ばなければならず、過去には市町村指定のものや、指定文化財以外の芸能も出演したことがある。一方で国及び県指定の件数の多い秋田県はようやく二巡目に入ったところであるなど、他の東北の県との指定数に差があり、今後北海道でも無形の民俗文化財、また無形の文化財に対しても指定文化財を増やしていくことが必要であるとし、この原因を明らかにしておきたいと考えた。

先行研究としては、地方における文化財保護に関しては、埋蔵文化財行政(江口, 2015.)やまちづくりの視点からの研究がある(田井, 2012.)。また、条例に言及したものとしては、町並み保存や重要伝統的建造物群に関連してコミュニティによる地域づくりと保存・活用を論じたものがある(根木・大橋, 1998.)。また、馬場は地方自治体の文化財政策について、その条例から文化財の定義を確認している(馬場, 2013.)。しかしながら、無形の文化財については、福田が無形民俗文化財について条例の比較と検討を行ったことが唯一の研究事例となっている(福田, 2006.)。それを踏まえ、今回は無形文化財に注目して検討を行いたい。

地方の文化財保護条例は、法の規定<sup>2</sup>に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財を対象として作成されている。2013年の時点で都道府県、政令指定都市、中核市においては全ての地方公共団体に制定されており、その他の市区町村に関しても制定率は97%に上っている<sup>3</sup>。文化財保護法においては、芸能に関する文化財に対しては、「無形文化財」を「重要無形文化財」、「無形民俗文化財」を「重要無形民俗文化財」に指定する。芸能に限ってみれば、「重要無形文化財」は「音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち」、「芸術上特に価値の高いもの」「芸能史上特に重要な地位を占めるもの」「芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの」に該当するもの、または「前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの」とし、「重要無形民俗文化財」は「民俗芸能のうち」「芸能の発生又は成立を示すもの」「芸能の変遷の過程を示すもの」「地域的特色を示すもの」のいずれかに相当し、特に重要なものとされている。しかしながら、重要無形文化財に指定されている芸能には、沖縄の組踊と京都の京舞を除き、地方的特色はほとんど見られない。従って、国の分類をそのまま地方公共団体レベルに落とし込むとき、無形文化財の定義は国と全く同じでよいのか、或いは都道府県それぞれに定義を付加すべきか確認する必要があるのではないかと考えた。また、都道府県内では優れた技術や芸術と認識されていても、もしそれを国の指定とする場合に、その地域色が濃いとして民俗文化財となることはありえないのであろうかとも考えた。

上記に加えて、都道府県の文化財保護の方針が指定数に影響する可能性を考え、それが表れる条例の内容を比較することにより、都道府県レベルの文化財保護の現状を把握し、またその在り方について考察することとした。

## 1. 各都道府県の無形文化財指定状況と条例

各都道府県は、無形の文化財に対し、基本的に都道府県指定無形文化財または都道府県指定無形民俗文化財を指定してその保護に資している。

今回は、各都道府県指定の無形文化財について主に各文化財保護条例<sup>4</sup>の面から比較検討を行う。条例については1975年に文化庁から通知された「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案」<sup>5</sup>

(以下参考案)を参考にしたと考えられる条例が多数を占めるため、一部差異が見られるが、この参考案を参照しながら比較を行う。そのため、必要と思われる個所について、参考案を四角で囲んで付す。なお、文

中の文化財指定数に関しては、文化庁がまとめたものではなく、各地方公共団体が公表している情報を採用している。

### 1) 定義

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十八条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で都道府県の区域内に存するもののうち都道府県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都道府県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

条例では無形文化財の定義を行っている。参考案には、「『都道府県にとって』というのは、当該文化財の重要性を判断する場合の立場をいうのであり、その素材たる文化財は、法第九十八条第二項及び第二条の規定から明らかなおり『我が国にとって価値の高いもの』でなければならない。」とあるように、基本は「我が国にとって」であり、そこからさらに「都道府県にとって」重要なものが判断されるということになる。

対象を都道府県区域内のものとし、「無形の文化的所産」というのはほぼ共通しているが、それが誰にとって「歴史上又は学術上他価値の高い」ものであるかは表記が分かれている。「都道府県にとって」「価値の高いもの」とするものが最も多いが、単に「重要なもの」、や、「我が国にとって」（法の表記に等しい）などの表記がある。佐賀県は「佐賀県にとって」と明記し、また熊本県は「県民にとって」と記してある。

名称については、「各都道府県指定無形文化財」が多数であるが、青森県のように「県技芸」としたり、「県保護無形文化財」（高知県）「県指定重要無形文化財」（岐阜県、佐賀県、熊本県）としたりするものがある。

### 2) 指定数と内容

各都道府県における無形文化財の指定・認定数は図1の通りである。「工芸技術」が127件、「芸能」が28件、「その他」が12件である。「その他」には、武道（古武道、沖縄の空手を含む）、茶の湯、食文化などが含まれる。これを見ると、北海道、秋田県、群馬県、神奈川県、山梨県、大阪府、和歌山県には道県指定の無形文化財はない。また、「芸能」が指定されているのは、青森県（県技芸として）、東京都、新潟県、石川県、京都府、兵庫県、山口県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県である。グラフを見ると、沖縄県が突出している。沖縄県では、沖縄古典舞踊の各流派や琉球歌劇などが含まれている。

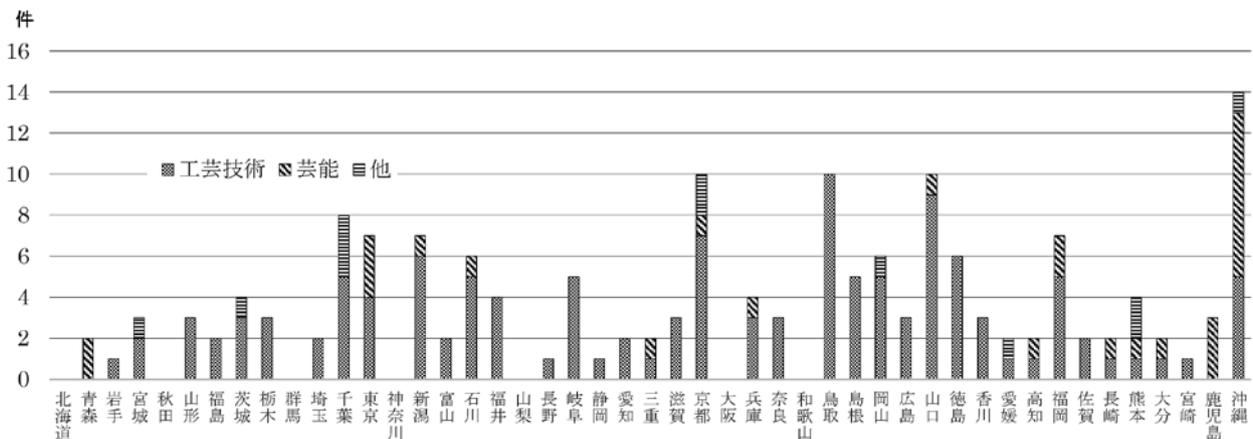


図1 都道府県別指定無形文化財件数

### 3) 指定及び認定の方法に関する記載

第二十条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する無形文化財（法第五十六条の三第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定無形文化財（以下「都道府県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

（以下略）

国の重要無形文化財は重要なものを指定し、保持者あるいは保持団体を認定する形をとっている。参考案でも同様であり、全ての都道府県において指定と認定を行っている。

新潟県、山口県の県指定無形文化財はいずれも驚流狂言で、山口県では1977年に国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財となっている。山口県の条例では、国の「重要無形文化財に指定されたとき」に、県指定が解除になるため、県の指定は解除されていない。また、青森県の県技芸のうち、津軽箏曲郁田流は、1980年に先に国の選択を受け、1981年に県技芸として指定されている。同様に、長崎県の長崎の明清楽は1978年に明清楽として選択を受けたのち、同年県の無形文化財に指定されている。

### 4) 解除に関する記載

第二十一条 都道府県指定無形文化財が都道府県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

（以下略）

法及び条例の参考案において、無形文化財の指定及び認定が解除される場合を条文を引用してまとめると以下のとおりとなる。

- ①条件「指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるとき」=>指定の解除
- ②条件「保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるとき」=>認定の解除
- ③条件「国の重要無形文化財指定を受けたとき」=>指定の解除（条例のみ）
- ④条件「保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む）は、当該保持者又は当該団体の認定の解除、保持者の全員が死亡したとき、または保持団体のすべてが解散したとき」=>指定を解除

いずれの都道府県においても、解除の条件は表記の違いはあれど同じである。したがって、継承者がいなくなった場合にはいずれも解除されるということがわかる。

## 5) 保存に関する記載

第二十三条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、都道府県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都道府県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(以下略)

無形文化財の保存に関しては、「保存のため必要があると認められるとき」に、「自らの記録の作成」「伝承者の養成」「その他の保存」に対し、何らかの措置が可能となっている。これも全都道府県で共通である。

この措置については、ほとんどの県が「経費の一部を予算内で」、「予算の範囲内で」補助できると記している(経費に言及していない県もある)。補助をする者は都道府県であったり、知事であったり(山口県他)する。また、補助は、「保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者」に対して行われるが、佐賀県は保存にあたる市町村についても補助対象として明記してある。岐阜県は「市町村が、その経費の全部又は一部に対し補助金を交付したときは、県は、市町村に対しその経費に充てさせるため適当な条件を付し、補助金を交付することができる。」とし、無形文化財の保護には直接的には市町村が携わるという意図があると考えられる<sup>6</sup>。

## 6) 公開に関する記載

第二十四条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し都道府県指定無形文化財の公開を、都道府県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による都道府県指定無形文化財の公開には、第十六条第三項及び第六項の規定を準用する。

3 都道府県は、第一項の規定による都道府県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(以下略)

公開に関して、基本的に「保持者又は保持団体」に対し「指定無形文化財の公開」を、「記録の所有者」に対し「その記録の公開」を都道府県教育委員会が勧告することができる。勧告は全都道府県において「できる」とされている。

公開に関する経費については、参考例では、「記録の公開に要する経費の一部を」予算の範囲内で補助することができるとし、多くの都道府県がそれに準じている。うち、「一部」の補助は32都道府県、「全部または一部」は10県である。加えて「公開」にも補助とする道府県もある。こちらは「一部」の補助が5県、「全部または一部」は31道府県で、大阪府は教育委員会が行う場合には府の負担となり、その他の場合には全部または一部の補助としている。公開に関して補助を行う場合、公開については、「一部または全部」が多く、記録の公開については「一部」が多いことが判る。

## 7) 指定文化財以外の無形文化財

2017年5月の文化審議会への諮問「これからの文化財の保存と活用の在り方について」に対し、12月の第一次答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の中で、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進について、未指定を含んだ域内文化財を総合

的に把握し、保存活用のために必要な措置をとることが挙げられるなど、指定文化財以外の文化財に関する取り扱いにも今後重きが置かれることと考えられる。参考例には、無形民俗文化財に関してのみ言及があり、特に必要のあるものを選択し、自らその記録を「作成」「保存」「公開」ができるとしている。これは、国の「記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に準ずるものである。

国には「記録等の措置を講ずべき無形文化財」があるが、参考案では、無形文化財に関しては、「都道府県の場合には、このような制度を特に設ける必要が少ないと思われる」と規定が設けられていない。しかしながら、都道府県においても同様に指定文化財以外の無形文化財について記しているものもある。指定以外の無形文化財について言及しているのは、群馬、神奈川、高知、熊本、沖縄の各県である。

指定文化財以外の文化財については、上述のとおり、記録の作成・保存・公開について補助が行えることを基本とし、一部で公開にも言及している。経費についても、一部を予算の範囲でとなっている。

上記の道府県では各条例の無形文化財の範囲で言及しているが、京都府では、有形無形に関わらず、指定以外の文化財に対し登録制度をとっており、条例にも他の都道府県の条例が無形文化財または無形文化財に関する章の一部で記述していることに対し、一章をたてて言及している。条件の元、指定外文化財にも保存の措置を講ずることができ、登録されている無形民俗文化財は70件となっている。

無形文化財の指定文化財以外の文化財に言及している場合、条例における取り扱いはほぼ同様であるが、沖縄では補助について、指定文化財以外の無形文化財の場合は保存に関する費用の経費、指定文化財以外の無形民俗文化財に関しては公開または記録の作成、保存もしくは公開に要する経費の一部と区別されている。

## 8) 考 察

まず、現状の都道府県においては、条例に1975年改正の法が反映されており、無形文化財と無形民俗文化財の違いは明確であると言える。つまり、無形文化財は工芸技術または国の無形文化財でも芸能に区分される文化財に連なるもの、あるいは武芸であり、無形民俗文化財にはいわゆる民俗芸能や風俗慣習が指定されている。従って、現状では県指定が国指定となるときには、無形文化財は無形文化財、無形民俗文化財は無形民俗文化財のままで問題はないとなる。しかしながら、これは前例がないだけであって、今後、地域色の濃い芸能ではあるが、芸術的また技術的に優れており、すでに専門職分となっている場合、民俗文化財にするか否かについては検討の余地があると考えられる。

次に、それぞれの文化財の取り扱いについてもほぼ共通であることがわかる。無形文化財は指定認定を必要とし、保存には伝承者の養成も含まれ、また公開も求められる。無形民俗文化財では、一部では無形文化財に準ずる扱いもあるが、多くは指定のみで、伝承者の養成には言及されず、主に記録の公開を求められる。無形の民俗文化財は衰滅していなければ地域の行事として続けられているため、通常は公開されているという認識もあるだろう。

補助される経費については、若干ばらつきがある。経費について全く触れない、一部に補助、全部または一部に補助と記載の3つに分かれる。これらを便宜的に、より補助が期待できるものがより無形の文化財に対する保護が厚いと考えた場合、都道府県における指定件数と何らかの関係があるかを確認したが、特に関係性は見られなかった。異同の多い公開に関する記載では、無形文化財の公開には全額または一部、同じく記録の公開には一部、無形民俗文化財の記録の公開に一部、指定外の公開及び記録の公開には一部、の組み合わせが16道県で最も多く、公開の経費について福島県と佐賀県は明記していなかった。また、近隣県で内容が似ることもある。以上のことから、今回は条例の内容と指定件数には特記すべき関連性はないと言える。

## 2. 無形の文化財の文化財指定の課題と展望

ここまで都道府県における無形の文化財に関する文化財保護の現状を、文化財保護条例と文化財指定数から見てきたが、ここで改めて文化財保護の在り方について考えていく。

### 1) 衰滅した文化財＝解除された文化財への言及

前章で見たとおり、指定・認定を受けた無形の文化財はある条件下のもとで「解除」があることが条例で示されている。

無形文化財は価値ある文化財が指定され、その文化財に対して保持者あるいは保持団体が認定されているが、まず文化財そのものに価値がなくなった場合や国の無形文化財に指定された場合に指定が解除される。また、保持者や保持団体が適当でなくなったと認められた場合には認定が解除される。無形文化財はそれを具現する人間とは切り離して考えられないため、保持者が死亡、保持団体が解散するなどして具現が不可能になった場合には認定を解除するとともに指定も解除される。解除された無形文化財は、指定以外の無形文化財に「戻る」はずである。

一方、無形民俗文化財は価値を失った場合や国の重要無形民俗文化財となった場合に指定を解除されるが、それを具現する人間については言及がない。これは、無形文化財がその「わざ」の洗練性に重きが置かれているためであると考えられる。国の基準によると、無形文化財は「芸術的または歴史的に価値」があり、その保持者に求められるものは、「芸能又は技法を高度に体現できる者」や「芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者」<sup>7</sup>であり、民間で継承されてきた無形民俗文化財にはそれが求められていないといえる。しかしながら、無形民俗文化財は芸能史的に価値があるのは歴然であり、そうならば無形文化財との差は、その基準がどこに置かれるかは別にして芸術的及び高度な技であり、誤解を恐れずに言うならば、そのわざがわざの保持者にとって、主要な生業となっているかどうかということであるとも言えよう。そこで高度な技を持つものが地方に少ないということは、それを主たる生業とすることが地方ではなりたないという側面も考えられる。とはいえ、無形文化財の指定には必ず認定が必要なため、ひとに頼らない無形民俗文化財の指定には文化財にとっても利点があるといえる。

国の記録等の措置を講ずべき無形文化財、無形の民俗文化財は、「選択」されたものはそのまま選択が残っている。特に、重要無形民俗文化財になったものも選択された文化財のリストには掲載されたままである。これには若干の煩雑さも伴うが、このように一度指定された文化財に対しては、少なくともその時点では指定するに値する価値があったものとし、特に指定無形文化財の場合は指定が解除されてしまうため、解除されても何らかの見える形で残すべきであろう。条例にも、この選択文化財に等しいものもあるため、この制度は文化財の周知のためにも積極的に生かすべきではないだろうか。

解除されても見える形としての一方法が記録ということであるが、失われても記録があるから大丈夫ということではなく、どのような無形の文化財があったか、解除された文化財及び衰滅してしまった文化財の存在を少なくとも地域住民に周知することで、地域理解、歴史の理解に役立つだろう。そのことで現在存続する無形の文化財にもまなざしが向けられ、関心を高めることで文化財の保存に資することが可能になると考える。

### 2) 指定文化財以外の文化財の保護の必要性

先に述べたとおり、一部の道府県では、指定文化財以外の無形文化財または無形民俗文化財に対する保護の条項を定めており、中でも京都府には指定以外の文化財の保護の一環として、登録制度がある。国にも登

録制度はあるが、現在は有形のものにとどまっている。

国や地方公共団体の指定を受けずとも歴史的に重要な有形無形の文化財は存在するが、指定を受けると指定文化財以外のものとその保護について格差が生じる。その大きなものは補助である。有形であれば、例えば近年の熊本地震においても、指定があるものは修復の対象となるが、指定がなければ価値があると考えられていても修復できず<sup>8</sup>、そのまま失われてしまう危険性がある<sup>9</sup>。

文化財指定は文化の要素をピックアップするものであり、点の保護である。しかしながら、文化及び文化財は、その一点で存在するものではなく、他の文化及び文化財と密接に関わったうえで生まれたものである。指定文化財となった文化財は文化財の代表でもあり、その背後に多くの指定を受けていない文化財が存在することを示している。指定を受けていない文化財がなければ指定文化財が成り立たない場合がある。指定文化財が点であれば、その点をつなぐことで、指定文化財以外の文化財が保護できる、少なくとも指定を受けていない文化財の状況が分かるような保護体制を作ることで、文化財全体の保護につなげることが必要である。指定を受けていない文化財は地域性もあり、都道府県また市町村レベルでの丁寧な把握が望まれ、これこそが地方公共団体での文化財の保護と活用を中心となっていくと考えられる。

### 3) 無形の文化財の包括的な保護の必要性

前項で指定文化財とそれ以外の文化財を関連付けて保護することに言及したが、加えて必要なのは、文化財の種類を超えた包括的な保護だと考えられる。

無形文化財、無形民俗文化財いずれもを含めた無形の文化財において、指定対象となるのはその「わざ」である。しかしながら、その「わざ」を具現するためには、道具という有形の文化財が必要となる。芸能であれば、音楽や身体表現がそのわざということであるが、音楽を奏するためには楽器が必要であり、身体表現には体ひとつあればよいというのではなく、装束や面、小道具などが必要な場合もあるだろう。加えて、そのわざを具現する道具の作成にもわざが必要な場合があり、道具には特殊な材料が必要な場合もある。また、わざの具現に決まった場所が必要な場合もある。つまり、有形と無形の文化財は人工物・自然物を含めてお互いが関係しあい、連鎖しているため、切り取っての保護は本来であれば難しく、最終的にそれぞれが不十分な保護になりかねないとも考えられる。従って、文化財を保護する場合には、ある文脈に沿って、文脈の位置を確認しながら包括的に保護することが必要であると言える。

### 4) 文化財の包括的な保護に関する主な施策

このような包括的な文化財の保護を実現するために、すでに2007年に文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において「歴史文化基本構想」が提唱されている。ここでは「文化財を総合的に把握するための方策」と「社会全体で文化財を継承していくための方策」がまとめられており、前者については関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策と、文化財の保存活用を適正化するための方策が挙げられている。この「関連文化財群」の考え方が、包括的な文化財の保護に対する柱となる。これに従って2008年から2010年にかけて「文化財総合的把握モデル事業」が実施され、続いて2011年度からの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」、2014年度からの「文化遺産を活かした地域活性化事業（歴史文化基本構想策定支援事業）」、2017年度からは「文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）」が実施されている。

2017年12月には「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の答申がまとめられた（文化審議会、2017）。8月の中間まとめでは、「景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保

護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である」(文化審議会文化財分科会企画調査会, 2017.)とされており, 今後は都道府県・市町村といった地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要とされ, 都道府県には, 国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に関わる「大綱」を策定できることとなった(文化審議会, 2017.)。地方文化財行政の推進力強化として, 文化財担当職員の人材確保や資質向上も挙げられているが, 地方公共団体において, 埋蔵文化財が主な文化財行政となっている現在, 無形の文化財に関する人材がどこまで確保できるのかは予測ができない。無形の文化財に関しては, 都道府県単位で担当者を置き, 近隣都道府県の担当者で横のつながりを作ることも必要かと感じられる。文化財の活用における無形の文化財については, 観光に関しては影響が懸念されるものの, 無形の文化財が地域での存在感を強めていくことが保存への意識を喚起させるとして, その効果を期待したい。

### 3. まとめ

都道府県レベルの文化財保護条例については, 法の改正に伴い更改されており, 無形文化財, 無形民俗文化財の区分も国のそれに従っていることが確認できたとともに, それぞれに若干の差異があることが認められた。条例の差異と指定数の間には関連性がなく, 保護の体制が条例として整っていたとしても, 指定数に繋がるわけではないが, この点については別の視点からの調査が必要であろう。また, 差異が見られてもそれが理由で現時点において文化財保護に大きく問題があるわけではない。しかしながら, 国の区分に従っているために, 各文化財が単独で指定されていることも見受けられた。

2018年に文化財保護法を改正する法律が成立し, 2019年4月より施行され, 文化財をより活用することが求められている。大綱については現在各都道府県で検討中であり, まちづくり・地域づくりとの連携も図られる中, 都道府県における文化財保護行政はより煩雑な対応を求められることと考えられる。現時点での堅固な保護を基盤に, 今後は無形有形の別に関わらずより包括的かつ効果的, また動的な保護が求められることとなるだろう。

### 注

- 1 2018年現在は松前神楽が国の指定となったため, 6件となっている。
- 2 昭和25年法律第214号第98条第二項。
- 3 文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会 2013。
- 4 徳島県は「文化財の保護に関する条例」。
- 5 庁保管第一九〇号昭和五〇年九月三〇日各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知。
- 6 岐阜県文化財保護条例第七条の四。
- 7 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準 昭和二十九年十二月二十五日文化財保護委員会告示第五十五号 昭和五〇年一月二〇日文部省告示第一五四号改正。
- 8 毎日新聞2016年9月23日 地方版。
- 9 なお, 都道府県によっては無形民俗文化財の指定には補助金が出ない場合もある。

### 文献目録

- ・馬場憲一「地域主権実現のための自治体文化財政策について：新たな「文化財」概念の構築を踏まえて」法政大学現代福祉学部『現代福祉研究』(13), 1-22, 東京：法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会, 2013.3.

- ・文化財保護法 昭和二五年 五月三〇日法律第二一四号 最終更新平成二十六年六月十三日公布（平成二十六年法律第六十九号）改正
- ・文化庁文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」2017.
- ・文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会「今後の文化財保護行政の在り方について」2013.
- ・文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会「文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ」2017.
- ・江口桂「地方公共団体と埋蔵文化財行政：市町村の取組」ニュー・サイエンス社『月刊考古学ジャーナル』（676）、16-19、東京：ニュー・サイエンス社、2015.10.
- ・福田裕美「民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究：地域社会における保護政策の運用を中心に」東京藝術大学博士論文 甲第265号、2006.3.
- ・各都道府県文化財保護条例（徳島県のみ「文化財の保護に関する条例」）
- ・根木昭, 大橋敏博「文化財を活かしたまちづくりにおける関係法制の交錯とその運用」文化経済学会〈日本〉『文化経済学』1(1): 19-23, 東京：文化経済学会〈日本〉1998.5.
- ・角美弥子『北海道における芸能を中心とした無形の文化財に対する保護の現状と展望』「芸術・スポーツ文化学Ⅱ」岡山：大学教育出版、2016.
- ・田井祐子「地域における文化財保護はどうあるべきか—『歴史文化基本構想』の取り組みを中心として—」政策研究大学院大学、GRIPS Discussion Papers 11-28, 2012.3.

(岩見沢校准教授)